

	鳥取県公報		令和7年7月3日（木） 号外第75号
目 次			毎週火・金曜日発行
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（32）		2
◇ 合同選管告示	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出の金額の制限額（11）		2

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第32号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和7年7月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,018
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	45,089
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	141,814
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	50,351
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,189
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,329
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,113
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,051
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,028
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,543
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,990
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,703

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第11号

令和7年7月20日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額は、次のとおりである。

令和7年7月3日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

制限額 36,592,500円